

現計画からの変更点【食の安全・安心】（生活衛生課）

「第2章 食の安全・安心の確保」の策定

1 位置付け

「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」に基づく食の安全・安心を推進するための行動計画

2 策定の考え方

- ・食の安全・安心に関する県民意識調査結果（令和4年度実施）を踏まえる。
- ・本県の現状と課題を踏まえる。



I 食を取り巻く現状（P5～P7）

- ・食に関するさまざまな事案
- ・食中毒の発生傾向
- ・H A C C Pに沿った衛生管理の制度化など新たな法制度への対応 等

II 県民意識調査（P8～P14）

- ・食品の安全性についての意識
- ・食品の安全性に関する情報の入手方法
- ・食の安全・安心施策の満足度と要望度 等

IV 施策の大綱（P17～P19）

スローガン ……スローガンを変更する。

新：知って安心、みんなの笑顔あふれる おかやまの食

考え方：食品の安全性を確保する取組を確実に実行するとともに、その取組について、積極的に行政が発信し、県民に認識してもらうことで安心の定着に努める。

現：いつでも安全で安心なおかやまの食卓

重点施策 ……現計画の3項目から2項目に絞る。

重点施策1 H A C C Pに沿った衛生管理の定着

H A C C Pに沿った衛生管理をすべての食品等事業者が継続的に取り組むことで、食中毒対策等を強化し、食品の安全性の確保を推進する。

重点施策2 食の安全・安心情報の充実

食の安全・安心に関わる全般的な情報や食品等事業者の普段の取組等を様々な情報発信手段を活用し、県民にわかりやすく伝えることで、県民の食に対する信頼の確保につなげていく。

施策体系図 ……食の安心に係る「基本方針2」を変更する。「施策の方向」を3項目から2項目に整理し、基本施策を振り分け直す。

基本方針1 生産から販売までの安全性の確保 【変更なし】

基本方針2 安心の定着に向けた信頼感の醸成

施策の方向3 正確な情報の提供による信頼確保

基本施策 食の安全・安心情報の充実、相談申出対応、健康危機管理情報の公表

施策の方向4 相互理解の促進

基本施策 体験を取り入れた衛生学習、リスクコミュニケーション、協議会の運営

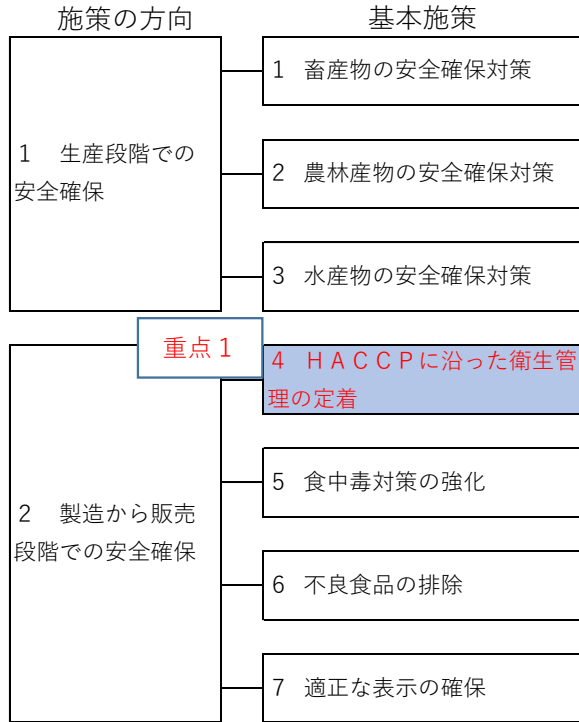
施策体系図変更点

次期推進計画 令和6年度～11年度

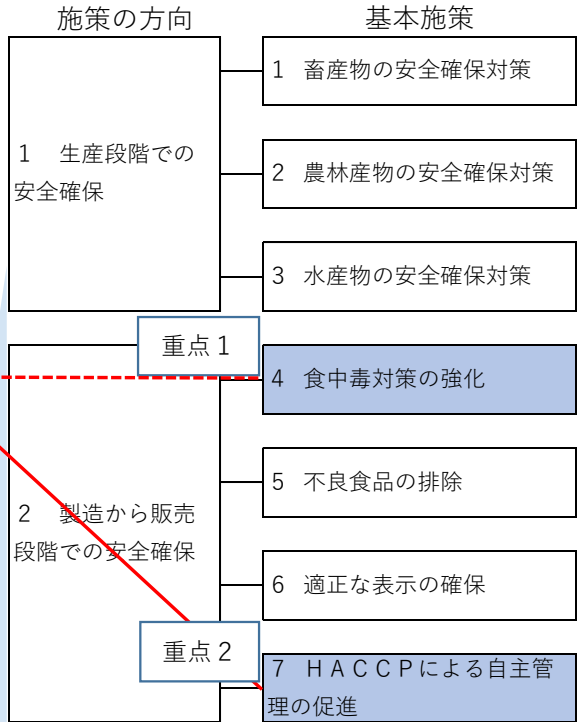
現推進計画 平成30年度～令和5年度

基本方針

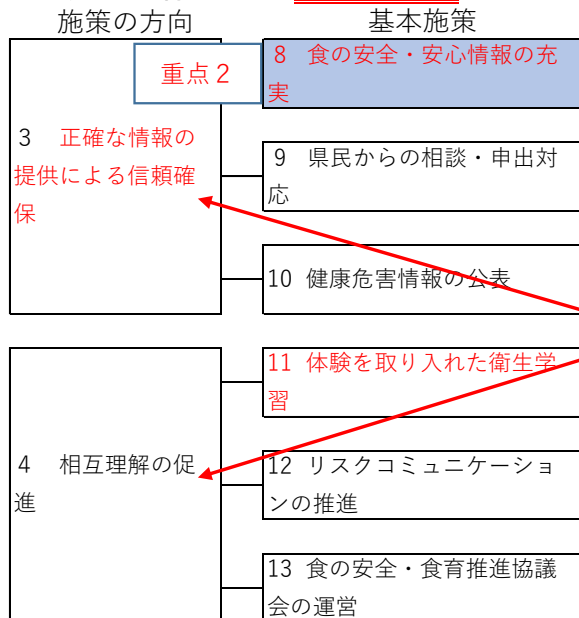
1 生産から販売までの安全性の確保



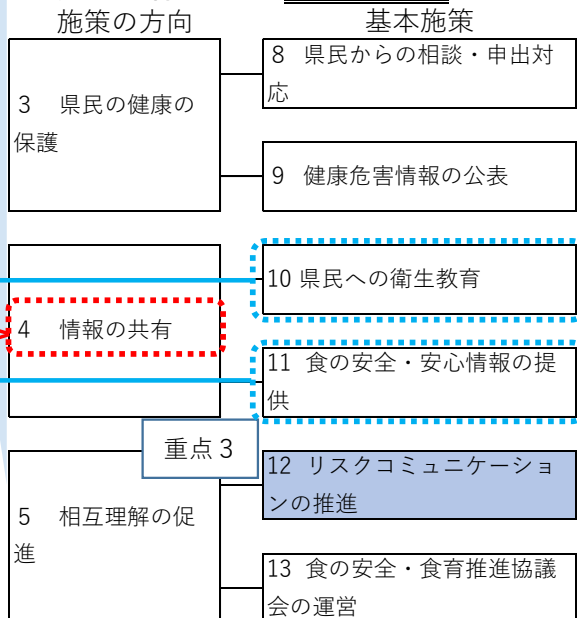
1 生産から販売までの安全性の確保



2 安心の定着に向けた信頼感の醸成



2 安心の定着に向けた信頼性の確保



安全性の確保 + **信頼感の醸成** → 安心の定着

現計画からの変更点【食育の推進】（健康推進課）

○「第3章 食育の推進」の構成

新	現
<p><u>I 食をめぐる現状</u></p> <p>II 施策の大綱</p> <p>1 基本指針</p> <p>（1）食育の概念</p> <p>（2）食育推進の柱</p> <p>2 食育を推進していくために重要な視点</p> <p>（1）生涯を通じた食育の推進</p> <p>（2）生涯から食卓までを通じた食育の推進</p> <p>（3）関係機関・関係団体等との連携</p> <p>（4）普及啓発</p> <p>（5）市町村食育推進計画の策定及び推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>現状と課題 → 方向性 → 取り組むべき施策 → <u>目標</u> の流れを示すため、記載位置を変更。</p> </div> <p><u>3 食育推進施策</u></p> <p>（1）家庭における食育の推進</p> <p>（2）地域における食育の推進</p> <p>（3）学校園・保育所等における食育の推進</p> <p>（4）生産流通等における食育の推進</p> <p><u>（5）県民が自ら食育を実践できる環境づくり</u></p> <p>III これまでの成果・取組</p> <p>1 これまでの成果</p> <p>（1）共食の機会の増加</p> <p>（2）朝食を毎日食べる者の割合の増加</p> <p>（3）適切な量と質の食事をとる者の増加</p> <p><u>（4）野菜摂取量の増加</u></p> <p><u>（5）食塩摂取量の減少</u></p> <p><u>（6）栄養成分表示の店登録数の増加</u></p> <p>2 これまでの取組</p>	<p><u>I 現状と課題</u></p> <p>1 食をめぐる現状</p> <p><u>2 岡山県の現状と課題</u></p> <p>II 施策の大綱</p> <p>1 基本指針</p> <p>（1）食育の概念</p> <p>（2）食育推進の柱</p> <p>2 食育を推進していくために重要な視点</p> <p>（1）生涯を通じた食育の推進</p> <p>（2）生涯から食卓までを通じた食育の推進</p> <p>（3）関係機関・関係団体等との連携</p> <p>（4）普及啓発</p> <p>（5）市町村食育推進計画の策定及び推進</p> <p><u>3 食育推進のための目標に関する事項</u></p> <p><u>（1）目標の考え方</u></p> <p><u>（2）食育の推進に当たっての目標</u></p> <p><u>4 食育推進施策</u></p> <p>（1）家庭における食育の推進</p> <p>（2）地域における食育の推進</p> <p>（3）学校園・保育所等における食育の推進</p> <p>（4）生産流通等における食育の推進</p> <p><u>（5）県民が実践できる食育の推進</u></p> <p>III これまでの成果・取組</p> <p>1 これまでの成果</p> <p>（1）共食の機会の増加</p> <p>（2）朝食を毎日食べる者の割合の増加</p> <p><u>（3）栄養成分表示の店登録数の増加</u></p> <p><u>（4）適切な量と質の食事をとる者の増加</u></p> <p>2 これまでの取組</p>

○「第3章 食育の推進」の策定

(1) 位置付け

「食育基本法」及び「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」に基づく食育を推進するための計画

(2) 策定の考え方

- ・ 国の定める食育推進基本計画を踏まえる。また、「健康おかやま21」との整合を図る。
- ・ 本県の現状と課題を踏まえる。



食をめぐる現状 (P67)

- ・ 高齢化の進行に伴う健康寿命の延伸や生活習慣病の予防の必要性
- ・ 地域の伝統的な食文化の喪失
- ・ 食品自給率の低下、輸入への依存の増加
- ・ 食品ロスの増加
- ・ その他、異常気象、新型コロナウイルスの流行、デジタル化の進展等

スローガン (P68)

食を通じた健康な人づくり・地域づくり ～実践の環を広げよう～

食育推進の柱 (P68～P69)

- (1) 人と人をつなぐ
- (2) 健康な体をつくる
- (3) 豊かな心を育む

重要な視点 (P70～P72)

- (1) 生涯を通じた食育の推進
- (2) 生産から食卓までを通じた食育の推進
- (3) 関係機関・関係団体との連携
- (4) 普及啓発
- (5) 市町村食育推進計画の策定

食育推進施策 (P73～P95)

- (1) 家庭における食育の推進
望ましい食習慣や生活リズムの向上、共食の推進等
- (2) 地域における食育の推進
健康寿命の延伸、歯科保健活動、食品関連事業者等における食育、職場における従業員等の食育、食文化の継承、日本型食生活の実践、災害時に備えた食育等
- (3) 学校園・保育所等における食育の推進
食に関する指導の充実、学校給食の充実、就学前の子どもに対する食育等
- (4) 生産流通等における食育の推進
地産地消の推進、農林漁業者等による食育、食品ロスの削減等
- (5) 県民が自ら食育を実践できる環境づくり
食に関する正しい知識の情報発信、食品表示の適正化の推進等